

公募要綱に関する質問の回答

No	頁	項目	質問内容	回答
1	1	1. 目的	今回の公募は、事業者を決定するものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり今回の公募目的は、洛西浄化センターにおける最適な処理方式及び事業方式選定のための公募であり、事業者を決定するものではありません。
2	1	1. 目的	今回の公募以降のスケジュールについて、お教え願います。	京都府HP（第1回委員会資料）を参照してください。
3	1	4. 提案条件 (1) 提案する処理方式の実績	①提案する処理方式における同規模以上の稼働実績を有するものとありますが、今回採用する処理方式を技術導入した技術提携先に同規模以上の稼働実績があれば該当すると考えてよろしいでしょうか。	技術導入・技術提携の内容によるので、様式第3号-2備考欄に記入してください。
4	1	4. 提案条件 (1) 提案する処理方式の実績	②及び③提案する処理方式における各種評価や証明を取得しているものとありますが、提案時点において取得していなければいけませんか。（取得予定は不可でしょうか）	取得済みを対象としており、取得予定は不可とします。
5	1	4. 提案条件 (1) 提案する処理方式の実績	実績の条件を満たし、生成物が全量有効利用できれば、いわゆる汚泥燃料化方式(乾燥、低温炭化、中高温炭化等)以外の方式での提案も可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	1	4. 提案条件 (2) 汚泥処理施設の対象範囲	脱水汚泥受入槽への汚泥受渡し方法をご教示ください。（ポンプ圧送と思われませんが、P. 17では受入室の地下に受入槽を配置されていますので、地這いのコンベア輸送、もしくはトラックによる搬入を考慮されておられるのでしょうか。）	汚泥受渡し方法は、ポンプ圧送を想定しています。
7	1	4. 提案条件 (2) 汚泥処理施設の対象範囲	汚泥処理棟から汚泥処理施設（脱水汚泥受入槽）への脱水汚泥の供給は配管による圧送供給を前提としてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
8	2	4. 提案条件 (3) 汚泥処理施設の規模	汚泥処理施設の規模が示されておりますが、汚泥処理量によって事業経済性は大きく変化します。本件提案で示す経済性は、年間汚泥処理量14,600t-wet/年に基づいて算出するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	項目	質問内容	回答
9	2	4. 提案条件 (3)汚泥処理施設の規模	「日汚泥処理量は、30～50 t-wet/日、年間汚泥処理量は、14,600 t-wet/年」とありますが、極端な考え方をすると、汚泥供給量が50 t/日だと年間稼働日数は292日程度、30 t/日だと487日程度必要となってしまいます。また施設のメンテや運転計画への影響もありますので、汚泥供給量の変動と処理能力の考え方については、今後整理またはご協議させて頂きます様宜しくお願い致します。	今回公募では、年間汚泥処理量は14,600 t-wet/年とし、日汚泥処理量は定期修繕期間を除き30～50 t-wet/日としてください。
10	2	4. 提案条件 (3)汚泥処理施設の規模 ③年間汚泥処理量	年間汚泥処理量は14,600t-wet/年とありますが、維持管理費の算出の際は同条件を使用することとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	3	4. 提案条件 (4)事業期間 ①設計・建設期間	事業期間のうち、設計・建設期間は3年以内と示されておりますが、応募者が任意で設計・建設期間を設定するとの理解で宜しいでしょうか。（その場合、様式第3号-11の現在価値換算の差を生じることになりますが、宜しいでしょうか。）	ご理解のとおりですが、供用開始は4年目なので、時間的に余裕があり現実的な設定としてください。
12	3	4. 提案条件 (5)事業方式	DBO方式の実施にあたり、本事業の安定性を考慮した場合、SPCの設置が必要と考えますが宜しいでしょうか。	今回公募では義務ではありませんが、維持管理期間（15年又は20年）全般にわたり履行が可能なものとしてください。
13	3	4. 提案条件 (5)事業方式	生成物の有価利用を確実にを行うため、生成物の有効利用先は、生成物を購入し有効利用先へ販売する業者を含まず、実際に燃料や肥料等として利用する施設との理解で宜しいでしょうか。	実際に利用する施設であることが望ましいが、販売先が長期的に確保されていれば、販売業者でも提案は可能です。
14	3	4. 提案条件 (6)汚泥の有効利用	汚泥の生成物は全量有効利用するものと記載がありますが、ご参考に現在の洛西浄化センターで生成物を受入している業者、受入基準、受入量をご教授願います。	今回の提案とは関係のない質問であり、回答をひかえます。
15	3	4. 提案条件 (6)汚泥の有効利用	「ただし、通常の工程で発生する減損、仕損、ダスト等について有効利用の対象外とします。」と記載されてますが、この減損、仕損、ダスト等については、京都府様が処理されると理解してよろしいでしょうか。	提案者にて処理処分してください。
16	4	4. 提案条件 (6)汚泥の有効利用 【参考 全量有効利用のイメージ】	洛西浄化センター範囲の生成物が2つ記載されているのは将来の40 t/日処理によるものが記載されていると考えてよろしいでしょうか。	将来の40 t/日処理を想定したのではなく、生成物が2種類以上ある場合を想定したものです。
17	4	4. 提案条件 (6)汚泥の有効利用	汚泥生成物の非有価利用とは、具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか？	焼却灰を産業廃棄物として処分するが、処分先で有効利用を行うものなどを想定しています。

No	頁	項目	質問内容	回答
18	4	4. 提案条件 (6)汚泥の有効利用	汚泥生成物の有価・非有価利用の提案例に記載されている単価は、汚泥を処理して得られる生成物の乾燥重量当りの単価との理解で宜しいでしょうか。	要綱P.4に示す例は、あくまで参考数値であり、具体的な事例を示すものではありません。 なお、生成物の販売収入・運搬費等は維持管理費に計上してください。
19	3	4. 提案条件 (6)汚泥の有効利用	汚泥処理施設のトラブル等により、生成物を有価利用することが困難となった場合は、臨時的に非有価利用も可能との理解で宜しいでしょうか。	今回提案では、トラブル時は仕損としてください。
20	4	4. 提案条件 (7)施設設置場所	施設設置場所は、無償提供していただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	4	4. 提案条件 (7)施設設置場所	施設設置場所は、高さ、地下利用制限等の条件があるのでしょうか。	設置場所は、高さ、地下利用の制限はありません。
22	4	4. 提案条件 (10)リスク分担	資料5. リスク分担ですが、汚泥処理方式が決定以降は、その処理・事業方式内容を加味したリスク分担を追加頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	5	4. 提示条件 (11)その他 ③ユーティリティ単価	排水は無償で処理いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	下水道法施行令第9条の4第1項が規定する特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を満たせば、無償です。
24	5	4. 提案条件 (11)その他 ③ユーティリティ単価	A重油及び苛性ソーダ(48%)の単価についてご教示下さい。また、税抜・税込についても併記下さい。	提示単価以外は、提案者にて設定してください。
25	5	4. 提案条件 (11)その他 ③ユーティリティ単価	灯油、電力、上水について単価が指定されておりますが、この単価は税抜き単価でしょうか。	消費税抜きの単価です。
26	5	4. 提案条件 (11)その他 ③ユーティリティ単価	使用する燃料は、提案者が自由に決めてよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	項目	質問内容	回答
27	5	4. 提案条件 (11)その他 ③ユーティリティ単価	様式第3号-8では、燃料種がユーティリティ単価に示されていないものもあり、灯油以外は応募者にて単価設定を行ってよろしいでしょうか。	よろしいです。
28	5	4. 提案条件 (11)その他 ③ユーティリティ単価	汚泥有効利用施設において発生する返流水は、洛西浄化センターにおいて、無償で処理して頂けると理解してよろしいでしょうか？	下水道法施行令第9条の4第1項が規定する特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を満たせば、無償です。
29	5	4. 提案条件 (11)その他 ③ユーティリティ単価	灯油、電力、上水の単価が記載されておりますが、ユーティリティ費は、変動費として費用を計上するとの理解で宜しいでしょうか。またA重油を使用する可能性があり、この単価についても追記願います。	ご理解のとおりです。 提示単価以外は、提案者にて設定してください。
30	5	4. 提案条件 (11)その他 ③ユーティリティ単価	灯油、電力、上水の単価は税抜きとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	5	5. 応募方法 (2)提案書類等の提出	提出書類の中に「生成物引取りに関する関心表明書」がありますが任意提出となっております。関心表明書の提出は、有効利用先の確保の点より、評価基準の「事業の安定性」の評価に影響するものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	6	5. 応募方法 (2)提案書類等の提出 1)提案書類等 ②電子データ	電子データの提出について、貴府からご提供された様式ファイルはエクセルとなっておりますが、ワードで作成ご提出でも可能でしょうか。	原則エクセルで考えていますが、ワードも可能です。 ただし、表はエクセルにて提出願います。
33	6	5. 応募方法 (2)提案書類等の提出 1)提案書類等 ②電子データ	16. 事業の内容を補足する資料を提出する場合、電子化し提案書類として提出する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	7	6. 提案内容の評価等	「汚泥処理施設の処理方式及び事業方式の方向性を選定します。」と記載されてますが、今回の提案で具体的な処理方式が決定されると理解してよろしいでしょうか。	今後の委員会によります。

No	頁	項目	質問内容	回答
35	7	6. 提案内容の評価等	汚泥処理方式検討委員会において、処理方式及び事業方式の方向性を選定されることですが、その後事業化を決定され、事業公募された場合、応募者は公募条件等を踏まえて、あらためて事業提案の有無を判断出来るとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	7	7. 応募に当たっての留意点 (4) 提案内容の公開	提案概要以外についての公開に関しては、応募者に事前連絡頂けるのでしょうか。	事前連絡します。
37	7	7. 応募に当たっての留意点 (4) 提案内容の公開	提案内容の公開に関しては、応募者のノウハウや生成物利用先の関係者も居ますので、応募者と事前調整頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	提案概要は事前連絡なく公開する場合がありますが、その他の書類については事前連絡を行います。
38	9	資料1 対象場所	有効利用施設内の具体的な配置計画を検討するため、脱水汚泥やユーティリティ（上水、処理水、電気等）の現在想定されている取合い位置、製品搬出用トラックのアクセス動線をご教授ください。 また、既設焼却炉の代替となる、次期有効利用施設の建設予定場所につきましても、現時点の案が御座いましたらご教授願います。	取合い位置については、脱水汚泥やユーティリティ取合い位置は要綱 資料2 に示す設置スペースまで府側が配管等を行うものとしてください。 電源供給については府側が既設特高受変電設備から今回受電設備へ供給を行うものとします。なお、送電は高圧3.3kV 1回線とします。 製品搬出用トラックのアクセス動線は添付資料-1を参照してください。 次期施設については、今回の提案とは関係のない質問であり、回答をひかえます。
39	9	資料2 施設設置場所	施設設置場所には、プラント設備の他に監視室や電気室も含むものと理解しますが、その他、維持管理員が使用する事務室や控室、更衣室、シャワー室、予備品倉庫なども含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	維持管理・運営時に必要となるものを含んでください。
40	9	資料2 施設設置場所	設置高さに制限はありますか。	高さ制限はありません。
41	9	資料2 施設設置場所	下水汚泥処理施設の設置場所として示された斜線部は、将来予定されている40t/d処理の設置スペースも見込まれているのでしょうか。	今回の公募対象の施設の設置可能範囲が斜線部ということです。
42	9	資料2 施設設置場所 構内道路	小畑川及び桂川の堤防道路を汚泥処理施設への建設及び生成物の搬出入車道路としますと、隣接するクリーンプラザへの収集車の動線と重なります。洛西浄化センターの構内道路利用を検討するために、構内道路寸法が分かる図面をご提供願います。	添付資料-1を参照してください。

No	頁	項目	質問内容	回答
43	9	資料2 施設設置場所計量機	搬出する生成物の計量に使用したいと考えておりますが、浄化センター内の計量機を使用できると理解してよろしいでしょうか。	計量器は今回公募対象範囲とします。 要綱 資料2 の設置スペース内に配置してください。
44	10	資料3 脱水汚泥性状	汚泥処理に係る経済性は設定する汚泥の性状によって大きく異なります。本提案では、脱水汚泥の性状 (H18-H22) に基づく代表性状 (有機分78%、含水率81%) をもとに算出するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	10	資料3 脱水汚泥性状	含水率と有機分率については記載ありますが、「可燃分組成 (C, H, N, S, O, Cl)」と「汚泥の高位発熱量」をご教示下さい。ユーティリティ使用量の算出や、生成物の発熱量の算出に必要です。	計測データがないため、提案者側にて設定してください。 高位発熱量は「下水道施設計画・設計指針と解説 後編 -2009年版 - (社)日本下水道協会」P.434の式(5.8.1)にて設定してください。
46	10	資料3 脱水汚泥性状	脱水汚泥の発熱量(LHV)をご教示頂けないでしょうか。	計測データがないため、提案者側にて設定してください。 高位発熱量は「下水道施設計画・設計指針と解説 後編 -2009年版 - (社)日本下水道協会」P.434の式(5.8.1)にて設定してください。
47	10.11	資料3 脱水汚泥性状	脱水汚泥の元素分析、含有量分析の結果をご教示ください。	計測データがないため、提案者側にて設定してください。
48	10.11	資料3 脱水汚泥性状	脱水汚泥の灰分の組成についてご教示ください。	計測データがないため、提案者側にて設定してください。
49	11	資料3 脱水汚泥性状	生成物の有効利用の可能性を判断するため、脱水汚泥の性状について記載された項目のほか、発熱量、工業分析や元素分析の結果、微量物質に関する含有試験結果も必要であり、提示願います。	計測データがないため、提案者側にて設定してください。 高位発熱量は「下水道施設計画・設計指針と解説 後編 -2009年版 - (社)日本下水道協会」P.434の式(5.8.1)にて設定してください。
50	12	資料4 供給可能なユーティリティ	消化ガスの供給圧力をご教授いただけますでしょうか？	3号焼却炉からの分岐により供給されるものとし、3号焼却炉での供給圧力は37.5kPaです。

No	頁	項目	質問内容	回答
51	12	資料4 供給可能なユーティリティ	二次処理水、砂ろ過水、上水、電力について、汚泥処理施設側への供給量に制約（上限）があれば、明示願います。	二次処理水：制約はありません。 砂ろ過水：要綱資料4を参照してください。 上水：200m ³ /日 電力： 既設特高変圧器容量（7,500kVA×2台）に対して、現在の契約電力は5,100kWであり、今回施設の容量は十分に賅えます。 電源供給については府側が既設特高受変電設備から今回受電設備へ供給を行うものとします。なお、送電は高圧3.3kV 1回線とします。
52	12	資料4 供給可能なユーティリティ 1. 消化ガス	公募対象施設での消化ガス使用可能量は、2,000,000Nm ³ /年として考え、余剰分を焼却へ供給する（供給量を提示する）との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	12	資料4 供給可能なユーティリティ 1. 消化ガス	消化ガスの高位発熱量について記載がないため、消化ガス中のメタン含有率(62.8%)およびメタンの高位発熱量(39.72MJ/Nm ³)より、39.72×0.628≒25.0MJ/Nm ³ ）といたしますが宜しいでしょうか。	よろしいです。
54	13	資料4 供給可能なユーティリティ 2. 二次処理水	二次処理水については、供給可能量に制限はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	13	資料4 供給可能なユーティリティ 2. 二次処理水	二次処理水の最大可能使用量及び返送可能量をご教示頂けないでしょうか。	二次処理水：制約はありません。 返送水量：制約はありませんが、返送水量を記入してください。
56	14	資料5 リスク分担	PFI方式で提案する場合、金利変動リスクは京都府が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	金利変動リスクは事業者側のリスクとします。
57	14	資料5 リスク分担	リスクの種類のうち第三者賠償、第三者からの損害、工事完了の遅延、工事費増減、施設損傷リスク、施設改修リスク等において、事業者の帰責事由により発生したリスクが事業者負担となっておりますが、万が一事業者及び発注者の双方の帰責事由以外の事由により発生したリスクについては、発注者殿ご負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	項目	質問内容	回答
58	16	資料6 既存施設の取り合い等	各ユーティリティの既設との取り合い方法についてご教示下さい。 (例) 既設配管より分岐、既設バルブ取り合い、既設水槽より取水、既設汚水マンホールへ接続・・・など	取り合い位置については、脱水汚泥やユーティリティ取合位置は要綱 資料2に示す設置スペースまで、府側が配管等を行うものとしてください。電源供給については府側が既設特高受変電設備から今回受電設備へ供給を行うものとします。
59	16	資料6 既存施設の取り合い等 【機械設備の取り合い】	各ユーティリティの既設との取り合い位置について概略の位置で構いませんのでご教示下さい。工事ボリュームを見積もる上で必要になります。	取り合い位置については、脱水汚泥やユーティリティ取合位置は要綱 資料2に示す設置スペースまで、府側が配管等を行うものとしてください。電源供給については府側が既設特高受変電設備から今回受電設備へ供給を行うものとします。
60	16	資料6 既存施設の取り合い等 【機械設備の取り合い】	汚泥の受入に関して、既設脱水機棟からの送泥量 (t/hr) についてご教示下さい。	5.5wet-t/hr～6.6wet-t/hr程度です。
61	16	資料6 既存施設の取り合い等 【機械設備の取り合い】	脱水ケーキ、消化ガス、灯油等との取合い部は、使用量を把握するため、応募者側で計器類を設置するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	17	資料6 既存施設の取り合い等 【電気設備の取り合い】	中央監視設備への信号の受け渡しについて、本事業の範囲としては、受け渡し用の接点を用意するまでとの理解で宜しいでしょうか。(既設中央監視設備までの配線、接続、既設盤改造工事等は別途との理解で宜しいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
63	17	資料6 既存施設の取り合い等 【電気設備の取り合い】	既設配電設備からの分岐について、本事業の範囲としては、汚泥処理設備内の受変電設備以降との理解で宜しいでしょうか。(既設配電設備の分岐改造、汚泥処理設備までの配線工事等は別途との理解で宜しいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
64	17	資料6 既存施設の取り合い等 【電気設備の取り合い】	汚泥処理施設は、下水処理場の配電設備の電源フィーダーから構内受電(電圧6.6kV)するとの理解で宜しいでしょうか。	下水処理場の配電設備の電源フィーダーから構内受電するものですが、処理場の高圧系統は3.3kVです。

No	頁	項目	質問内容	回答
65	17	資料6 既存施設の取り扱い等 【電気設備の取り扱い】	汚泥処理施設の受変電設備には、力率改善用の対策は不要との理解で宜しいでしょうか。	今回は提案者側で95%へ改善していただく方針です。
66	17	資料6 既存施設の取り扱い等 【土木建築の区分】	脱水ケーキ受入室とは、ダンプトラックによる汚泥受入を行うための建屋（壁・屋根有り）を意味しているのでしょうか。ダンプトラックによる受入を想定していない場合は屋外の地上設置も可能でしょうか。	脱水ケーキはポンプ圧送で考えています。受入室は圧送ケーキ受入用で、地上設置も可能です。
67	17	資料6 既存施設の取り扱い等 【土木建築の区分】	場外汚泥の受入がある場合には、その汚泥性状については設計汚泥性状に考慮されているとの理解で宜しいでしょうか。	場外汚泥の受入は考えておりません。
68	17	資料6 既存施設の取り扱い等 【土木建築の区分】	有効利用棟（監視室含む）とありますが、プラント設備を建屋内に入れる必要はあるのでしょうか。	提案内容に応じて、ご判断ください。
69	17	資料6 既存施設の取り扱い等 【土木建築の区分】	燃料タンクは地下部に設置された図となっていますが、地上部に設置することも可能でしょうか。	可能です。
70	19	資料8 評価基準	異なる事業方式で算出されたライフサイクルコストを同一条件で比較することは難しいと思われませんが、その場合どのように評価するのかご教示下さい。	今後の委員会によります。

No	頁	項目	質問内容	回答
71	様式第2号-2	グループ構成員一覧表(予定)	構成員は、他の法人または法人グループにも応募が可能との理解で宜しいでしょうか。	他の法人または法人グループとのグループによる応募は可能です。
72	様式第3号-3-1,2	事業スキーム	汚泥有効利用事業では、特別目的会社(SPC)の設立が一般的となっておりますが、本件提案では要件となっているか確認させて下さい。	今回公募では義務ではありませんが、維持管理期間(15年又は20年)全般にわたり履行が可能なものとしてください。
73	様式第3号-6-1,2	6.生成物の利用先(case①、②)	有効利用先との守秘義務等があるため、企業名など具体的な内容を公募時に明らかにできない可能性があります。本件に関するご理解はいただけますでしょうか。	可能な限り提出してください。
74	様式第3号-6-1,2	6.生成物の利用先(case①、②)	有効利用先の改築計画とは、受入先が生成物を受け取るために必要な改築計画と理解でよろしいでしょうか。	生成物を受け入れるための改築だけでなく、今後の劣化による改築も含む計画とします。
75	様式第3号-6-1,2	6.生成物の利用先(case①、②)	「受入先能力余裕」とは、具体的にどのような量をイメージされていますでしょうか。「受入上限量」-「有効利用量」という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
76	様式第3号-7	7.下水処理場へ与える影響	処理設備からの返流水について、上限水量・水質等の条件が御座いましたらご教授願います。	水量の上限はありません。水質については、下水道法施行令第9条の4第1項が規定する特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を満たさない場合は、様式第3号-7に記入してください。
77	様式第3号-8	8.温室効果ガス排出量	温室効果ガス排出量の算定の際に、消化ガスを焼却炉と共用しないH32年度以降について記すことでよろしいでしょうか。また処理汚泥量も公称能力50t/日時、汚泥性状もp2-7の平均値で算出することでよろしいでしょうか。	事業期間において、消化ガスを1,000,000Nm ³ /年以上利用する場合は、2ケースの算出をお願いします。汚泥処理量は14,600t-wet/年、汚泥性状については、ご理解のとおりです。

No	頁	項目	質問内容	回答
78	様式第3号-8	8. 温室効果ガス排出量	電力、燃料等のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量として「施設運転時」とは、「立ち上げ、立ち下げ時」、「設備停止時」を含んでいるとの理解で宜しいでしょうか。（設備が停止していても、照明や換気など建築付帯設備の電力消費があるため。）	ご理解のとおりです。
79	様式第3号-8	8. 温室効果ガス排出量	温室効果ガス発生量の算出は代表汚泥性状の使用による算出との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	様式第3号-9	9. 周辺環境対策 汚泥処理施設共用時の臭気対策 生成物の臭気	具体的な臭気濃度等を記載することとなっておりますが、本数値は評価基準の「周辺環境に与える影響」の評価に影響するものと推察されます。したがって、記載した臭気濃度等の数値については、その根拠も合せて示すとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	様式第3号-9	9. 周辺環境対策 生成物の臭気	汚泥処理時の臭気対策、生成物の貯留時及び搬出時の臭気への対策を施すことによって、また生成物の引取先が問題でないのであれば、生成物の臭気そのものを評価される必要がありますでしょうか。	要綱 資料8 の評価方法によります。臭気への対策については、様式第3号-5に記入してください。
82	—	その他	生成物の搬出量の計量は、有効利用先のトラックスケールで行うこととして考えていますが宜しいでしょうか。	計量器は今回公募対象範囲とします。 要綱 資料2 の設置スペース内に配置してください。
83	—	その他	生成物の搬出量の計量を有効利用先のトラックスケール（検定有り）で行いたいと考えていますが宜しいでしょうか。	計量器は今回公募対象範囲とします。 要綱 資料2 の設置スペース内に配置してください。